

■議案第86号 燃焼装置用火格子購入に係る売買契約の締結について

【要旨】

ストーカー式焼却炉の焼却炉床材である火格子は高熱による損耗が激しい部材で、一炉当り固定火格子108本、可動火格子108本、サイド火格子18本、エンド火格子12本で構成され、燃焼中のごみを順次移動させていく仕組みとなっています。

このため、損耗の激しい火格子については、平成17年度から順次交換を行っており、点検整備業務委託において交換が必要とされた火格子について消耗品として購入したものです。

【随意契約理由】

火格子は、メーカーが設計、加工した特殊なものであるため、契約に当たっての入札は実施しておらず、地方自治法第234条第2項及び同法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約としています。

【特記事項】

本契約は、四万十町クリーンセンター銀河内のストーカー式焼却炉の焼却炉床材の購入に係るもので、部品である燃焼装置用火格子の購入に係る随意契約を平成23年12月7日に締結したものです。しかし、この契約は、予定価格が700万円以上となる契約であることから、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところでありましたが、その点を失念し、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものです。

このため、今回、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、改めて議会の議決を求めようとするものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	燃焼装置用火格子購入に係る売買契約	
納 入 場 所	四万十町 天ノ川 地内	
契 約 金 額	8,400,000円（内消費税400,000円）	
契約の相手方	東京都大田区羽田旭町11-1 荏原環境プラント株式会社 営業本部 理事 渡邊 和啓	
契 約 日	平成23年12月7日	
購 入 物 品	火格子	100,000円×80本×消費税=8,400,000円